

一般事項	鉄骨枠付きプレース架構標準図																
<p><b>1. 一般事項</b></p> <p>a) 本標準図は、鉄骨造による耐震補強の鉄骨枠付きプレース架構に適用する。 b) 設計図書の優先順位 　設計図 &gt; 本標準図 &gt; 公共建築改工事標準仕様書（平成19年版） c) 上記設計図書類に記載なき事項は、監督職員と協議する。 d) 本標準図中、特に単位なき寸法は、mmを示す。 e) 本標準図の「基準」とは、公共建築工事標準仕様書（平成19年版）を示す。</p> <p><b>2. 工事計画</b></p> <p>本工事は、既存の構造体に鉄骨枠付きプレース架構を設けることで建物の耐震性の向上及び改善を図るものであり、既存鉄筋コンクリート躯体との接合が複雑である。 また本工事は、特定された場所での工事で、一般的な建築工事とは施工方法等が異なる所があるので、下記の内容特に注意して施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存建物のスパン、階高及び軸間寸法等は、現地実測による。</li> <li>現地実測寸法に基づいた躯体図を作成し、監督職員の承認を得る。</li> <li>施工に先立ち、工事工程表及び工事の施工計画を作成し、監督職員の承認を得る。</li> <li>工事中の騒音、粉塵及び落下物の危険防止を考慮した施工を行う。</li> <li>既存鉄筋コンクリート躯体と鉄骨枠付きプレース架構との一体化を図るために、入念に施工をする。</li> <li>設備用埋設管等の有無を事前に調査し、支障のないように施工する。</li> </ul> <p><b>3. 使用材料</b></p> <p>普通コンクリート : 設計基準強度 <math>F_c = 24 \text{ N/mm}^2</math> 勾配材入り 誤合強度は「基準」による スランプ 18 cm以下 水セメント比 6.5%以下 単位セメント量 300 kg/m<sup>3</sup>以上（膨張材含む）とする 膨張材は JIS A 6202により、使用量は製造所の仕様による 補強筋等 D16以下 … SD295A (JIS規格品) D19以上 … SD345 (JIS規格品)</p> <p>スパイラル筋 : 斜裂防止筋</p> <p>無収縮モルタル : JIS G 3632に規定される普通鉄線またはSR235 (JIS規格品) 設計基準強度 <math>F=30 \text{ N/mm}^2</math> 以上 コンシスティンシー J14ロート 6±2 (秒)</p> <p>あと施工アンカー : カバセル型・有機系 回転・打撃式</p> <p>鋼材 : アンカーブル D16以下 … SD295A (JIS規格品) D19以上 … SD345 (JIS規格品)</p> <p>鋼材 : SS400 (JIS規格品) または SH400 (JIS規格品) 頭付きスタッド : JIS B 1198 高力ボルト : F10T (JIS形高力ボルト) または S10T (トルシア形高力ボルト) その他の材料 : 上記以外の材料でも、特別な検査、研究成果を示すことにより、監督職員の承認を得て使用することができる。</p> <p><b>4. 材料試験</b></p> <p>下記の材料は、「基準」に従い材料試験を行う。</p> <p>普通コンクリート : 圧縮強度試験 [ 各打設日毎 6本 (1回: 3本 4回: 3本) ] 無収縮モルタル : 圧縮強度試験 [ 各打設日毎 3本 (4回) ]</p> <p>注: • 圧縮強度試験は、公的機関で行う。 • 無収縮モルタルの圧縮強度試験のための供試体は、JIS A 1132 (コンクリートの強度試験用供試体の作り方) に準じて、直径60 mm、高さ100 mmの円柱とする。圧縮試験は、JIS A 1108 (圧縮強度試験方法) により行う。 • 無収縮モルタルの供試体の養生は封かん養生とする。 • コンシスティンシー試験は、日本道路公团「無収縮モルタル基準」に示されているコンシスティンシー試験による。試験はロード法とシロード法はJ14ロードとする。</p> <p><b>5. 鉄筋及び型枠</b></p> <p>a) 鉄筋 (スパイラル筋含む) 及び型枠は現地実測に基づいた軸間寸法で施工する。 b) 型枠は、コンクリート骨柱・打設方法・セパレーターの取付け方法等を考慮して設計する。 c) 型枠は、無収縮モルタル打設時の圧力を確保・変形のない堅固な構造とし、打ち上がりコンクリート部材の位置及び断面寸法の精度が保たれるよう設計立てる。 d) 既存部分と型枠の取合い部は、モルタル等の演出が生じないよう適切な処置を講ずる。</p>	<p><b>鉄骨枠付きプレース架構標準図</b></p> <p><b>1. 施工標準図</b></p> <thead> <tr> <th></th> <th>P</th> <th>e2</th> <th>e3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P</td> <td>150以上 250以下 (7.5d以上)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>e2</td> <td>30以上 60以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>e3</td> <td>150以上 200以下 (5d以上)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody>		P	e2	e3	P	150以上 250以下 (7.5d以上)			e2	30以上 60以下			e3	150以上 200以下 (5d以上)		
	P	e2	e3														
P	150以上 250以下 (7.5d以上)																
e2	30以上 60以下																
e3	150以上 200以下 (5d以上)																

**2. 表上部材の撤去及びコンクリートのはしづり**

a) 鉄骨枠付きプレース架構の設置に先立ち、既存柱・梁及び床の打越ぎ面より表上材を完全に撤去する。  
b) 既存鉄筋コンクリート柱体の打越ぎ面は目充しを行う。この場合の目充しとは、電気ピックなどを用いて平均深さ約5mm (最大で10~15mm) 程度の凹凸を、打越ぎ面の3/4~全面にわたって付けることである。  
c) 打越ぎ面の目充しは、既存のコンクリート部分に亀裂等を与えないように行う。  
d) 目充しした打越ぎ面は水洗いし、ほつり粉末を完全に除去する。  
e) 撤去材及びほつり屑等は、速やかに場外へ搬出し、作業環境を整頓した上でつぎの工程にかかる。

**3. あと施工アンカー**

a) あと施工アンカーの施工は、技量及び経験の証明となる資料を監督職員に提出し、承認を受ける。  
b) 穿孔前に、既存鉄筋の位置を鉄筋探査機等により確認し、既存部の損傷を極力避ける。  
c) あと施工アンカー設置に際し、穿孔の位置・深さ・径及び垂直を確認し、アンカー埋込み前に穿孔内の切削等を除去する。  
d) 穿孔に失敗した場合は、アンカー芯よりも内側に再度穿孔する。なお、失敗孔の処理は、躯体と同等以上の強度の無収縮モルタルで修繕する。  
e) 現場施工されたあと施工アンカーは、全数の打音検査により、その接着度を確認し、監督職員に報告する。  
f) 現場施工されたあと施工アンカーは、補強壁1枚あたり3本以上 (梁下・柱・床 (または梁上) 各1本以上) かつ、1日に施工されたものの各径ごとに1ロットとし、この中から3本について設計用引抜き耐力の約2/3の引抜力 (下表で指定) で非破壊引張試験を行い、固着力を確認する。もし検査本数のうちの1本でも異常が認められる場合は、当該壁面の全数の再試験を行い、その結果を監督職員に報告し、以後の処理について監督職員の指示を受ける。

試験方法は、(社)日本建築あと施工アンカー協会の非破壊引張試験 (レンチ加力式) による。

**4. 頭付きスタッド**

a) 頭付きスタッドのピッチ等は特記による。特記なき場合は、上記標準寸法表を参照する。  
b) 頭付きスタッドが鉛手プレートに当る場合は、原則としてプレートを遮けてスタッドを打つ。ただし、設計図上に記入されている本数は、確保する。  
c) 四角枠 (H型枠) との取付け位置は特記による。特記なき場合は、下図を参照する。

**5. 鉄筋及び型枠**

a) 鉄筋 (スパイラル筋含む) 及び型枠は現地実測に基づいた軸間寸法で施工する。  
b) 型枠は、コンクリート骨柱・打設方法・セパレーターの取付け方法等を考慮して設計する。  
c) 型枠は、無収縮モルタル打設時の圧力を確保・変形のない堅固な構造とし、打ち上がりコンクリート部材の位置及び断面寸法の精度が保たれるよう設計立てる。  
d) 既存部分と型枠の取合い部は、モルタル等の演出が生じないよう適切な処置を講ずる。

 **6. 無収縮モルタル注入**  a) 無収縮モルタル注入に先立ち充填部の清掃を行う。 b) 既存鉄筋コンクリートの打越ぎ面及び型枠は十分に吸水した状態にする。 c) 無収縮モルタル注入は、適切な圧力で中断しないよう行う。 d) 無収縮モルタルの圧入は、モルタルが全ての空気抜き孔 1,000φ から出てくる事により確認する。 e) 無収縮モルタルの強度発現期間内は充分な養生状態で養生する。また養生期間中は振動等を与えないよう注意する。  **7. 鉄骨工事**  鉄骨製作工場 : 建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた様日本鉄骨評価センター又は(社)全国鋼構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「Rグレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場  工作区 : 鉄骨現寸検査に先立ち、現地実測寸法に基づいた鉄骨工作図を作成し、監督職員の承認を得る。  鉛め止め塗料 : 頭付きスタッドは、あと施工アンカー設置後の現地実測寸法に基づいた工作図を作成する。  第三者試験 : 塗料種別「A種」を使用し、工場1回燃り、現場1回燃りを原則とする。ただしモルタル接触面は、塗装しない。  モルタル測定防止 : 無収縮モルタルの測定防止のため鉄骨開口部 (スカラップ等) は、本落後完了後P.L.-3, 2にて穴埋めを行う。  接合接合 : 道交大臣官房官房営繕部監修「鉄骨設計基準及び同解説」(平成10年度版)による。  **8. 鉄骨枠付きプレース架構標準図**  **標準寸法表**   |                  | R-a | R-b | |------------------|-----|-----| | H-250x250x9x14   | 16  | 12  | | H-200x200x8x12   | 16  | 12  | | H-175x175x7.5x11 | 16  | 9   | | H-150x150x7x10   | 12  | 9   |   **接合部詳細図**  図E-E'の詳細図 |